

奨学金返還のてびき

令和 6 年秋期までに採用された方

公益財団法人 海技教育財団

I 奨学金返還の重要性

公益財団法人海技教育財団の奨学金制度は、海運関係団体の拠出金によって設定され、その後、関係方面からの助成金を受けつつも、基本的には、卒業生等からの返還金を、在学中の奨学生への貸与原資として反復利用する方式で運営しています。

したがって、奨学金の返還が円滑を欠き、停止したり延滞したりすると、予定していた奨学生要員を減少させなければならず、学校当局並びに後進の学生・生徒に非常に迷惑をかけることになります。

奨学金の貸与を受けた人は、借用証書に記載したとおり確実に返還を行い、社会の信用と期待に応えなければなりません。

II 返還義務の原則

当財団の奨学生又は奨学生であった人（以下「あなた」という。）は、卒業（乗船実習科の修了も含む。以下同じ）、辞退、退学等の奨学金の貸与終了にともなって、奨学金返還義務が発生します。

1 奨学生が卒業した場合

卒業の6ヶ月後から、返還をしなければなりません。

2 奨学金を辞退した場合

在学期間中は返還猶予ができますが、卒業の6ヶ月後から、返還をしなければなりません。

3 奨学金の貸与を廃止された場合

転学や中途退学したことなどによって、奨学金の貸与を廃止された場合は、即時、その全額を返還しなければなりません。

ただし、特別な事情がある場合は、廃止された翌月から、分割で返還することができます。

4 奨学金の繰上償還について

あなた、その連帯保証人及び保証人は、いつでもそれまでに貸与を受けた奨学金の全部又は一部を繰上償還できます。繰上償還するときは、事前にご連絡ください。

Ⅲ 奨学金借用証書の作成

奨学金借用証書は、貸借関係の確認と今後の返還方法を取り決めるために作成します。

貸与終了者は、奨学金借用証書を作成し学校長を経由して、提出していただきます。

奨学金を廃止され、特別な事情により即時全額返還できない場合も、同様です。ただし、全額を卒業及び廃止の翌月までに一括返還する場合は、奨学金借用証書の提出は必要ありません。

1 奨学金借用証書の記載

6 ページの奨学金借用証書記入の要点をご覧ください。

2 合算返還

当財団より受けた複数校での奨学金及び入学準備金を一口にまとめて返還することができます。

奨学金借用証書は通常どおり記入漏れのないよう作成し、「複数の借用証書に係る返還方法設定願」も一緒に提出してください。なお、返還月額は最後に卒業した学校の返還月額です。

3 就職先奨学金代行送金

就職した会社が、あなたに支払う給与の中から奨学金の返還金分を差引きし、あなたに代わって送金する方法です。

(1) 手続き

- ① 「奨学金代行返還願」を当財団に提出してください。当財団より就職先会社に依頼します。
- ② 代行送金を行っていない会社もあります。その場合「本人又は連帯保証人の直接送金」となります。なお、国及び地方自治体は代行送金を行っていません。

(2) 退職したとき

「本人又は連帯保証人の直接送金」となります。

4 在学中と上級の船員教育機関の進学による猶予

奨学金の貸与を辞退した場合や上級の船員教育機関に進学した場合、在学期間中は返還の猶予ができます。

手続き

- ① 「奨学金返還猶予願」を提出してください。
猶予期間は入学年月（辞退の翌月）から卒業予定年月を記入
- ② 進学者は進学後「在学証明書」を提出してください。
- ③ 猶予を希望する場合も「奨学金借用証書」等の返還方法は通常どおり、作成してください。
- ④ 船員教育機関以外の学校へ進学する場合は、猶予できません。

Ⅳ 返還金の送金

1 本人又は連帯保証人の送金

(1) 返還開始通知

「返還開始のお知らせ」を送付しますので、ご覧の上、手続きを行い、返還を開始してください。

(2) 返還方法 申込書等は「返還開始のお知らせ」と一緒に送付します。

① ゆうちょ銀行（郵便局）自動払込【引落日 毎月15日】

ゆうちょ銀行（郵便局）の口座から自動的に返還金が引落とされ、手数料は無料です。

② 預金振替口座（ワイドネット）【引落日 毎月27日】

ゆうちょ銀行以外の指定金融口座から自動的に返還金が引落とされ、手数料として100円が返還金に加算されます。（例：返還額10,000円の場合、引落額10,100円）

(3) 領収書の発行

① ゆうちょ銀行自動払込、預金口座振替をご利用の場合は、領収書の発行はありません。年1回、奨学金残高確認のための、状況表を送付します。

② その他の送金の場合は、その都度領収書を送付します。

2 就職先奨学金代行送金

(1) 返還開始通知

会社で代行送金が行われる前に、「返還開始のお知らせ」を送付します。

(2) 領収書の発行

会社から代行送金があると、領収書は会社へ送ります。残額などを確認するときは、会社の担当者又は、海技教育財団にお問い合わせください。

(3) 退職したとき

「本人又は連帯保証人の直接送金」になります。返還済額、返還残額、送金方法等をお知らせします。

V 返還猶予と返還免除

あなたに特別な事由があるときは、次の措置をとり「奨学金返還義務の原則」を緩和しています。電話等で連絡の上、手続きを行ってください。

1 返還猶予

- (1) 一定期間に限って奨学金の返還を繰り延べる措置で、あなたが船員教育機関への進学、疾病、その他正当な事由がある場合に認められます。
- (2) 申請する場合は「奨学金返還猶予願」に在学証明書、診断書など必要書類を添えて提出してください。
- (3) 猶予事由消滅又は猶予期間終了後は、返還を再開していただきます。
- (4) 猶予前に返還不足額がある場合は、不足額を解消してから猶予開始となります。

2 返還免除

- (1) あなたが疾病又は死亡などで返還が不可能になったとき、奨学金の全部又は一部について返還を免除する措置です。
- (2) 申請する場合は、「奨学金・入学準備金返還免除願」に診断書など必要書類を添えて提出してください。
- (3) 一部免除後の未返還残額は借用証書に記載されている方法で返還していただきます。返還不足額がある場合は、不足額を解消してから一部免除を受けられます。

VI 奨学金返還の完了

あなたが奨学金の返還をすべて終了（途中で一部免除などが行われた場合も含む。）すると、当財団より「完済通知」を送付し、お知らせいたします。なお、当財団に保管してある借用証書類は一括廃棄処分させていただきます。

VII 返還が滞った場合の措置

正当な理由がなく返還が遅れ、督促に対しても応じず、連絡がない場合は、次の措置をとります。

1 特別措置の停止

合算返還、返還猶予、返還免除などの特別措置は、返還が遅れていると申請できません。

2 厳重注意文書の送付

あなただけではなく、連帯保証人及び保証人に厳重注意をする文書を送ります。

3 電話及び訪問による督促

あなただけではなく、連帯保証人及び保証人に電話にて督促するほか、自宅又は勤務先へ訪問による督促をします。

4 遅延損害金の賦課

正当な理由がなく返還を6ヶ月以上遅延したときは、年7.3%の遅延損害金が賦課されます。

5 長期滞納者には法的措置

(1) 支払督促予告

督促をしても長期にわたって滞納し返還しないときは、内容証明郵便にて履行期限を指定した請求書を送ります。

(2) 支払督促

前項の指定期限を経過しても、返還しないときは、裁判所へ支払督促の申立てをします。

(3) 仮執行宣言付支払督促

支払督促が送達されても、返還しなければ、裁判所へ仮執行宣言付支払督促の申立てをします。

(4) 強制執行

仮執行宣言付支払督促が送達されても、返還に応じない場合は、裁判所へ強制執行の手続きをとり、給料、預貯金の差押えを行います。

6 返還金の償還順序

支払督促以後の手続きに要した費用は、あなたの負担となり、遅延損害金が課されている人から送金があったときは、①督促費用、②遅延損害金、③元本の順序で償還します。

借用証書記入の要点

- 1 奨学生記号番号、卒業年度、氏名、フリガナを記入 ❶
- 2 貸与総額（貸与予定総額） ❷
- 3 収入印紙は借用金額に応じた収入印紙を貼付し、本人及び連帯保証人が消印 ❸
- 4 日付は奨学金借用証書を記入した日又は提出した日 ❹
- 5 本人・連帯保証人・保証人は各人が署名し、**連帯保証人及び、保証人は必ず実印で押印し、印鑑証明書を添付** ❺
- 6 要返還金額は貸与総額（貸与予定総額） ❻
- 7 返還賦額 ❼
 - ・年賦・半年賦・月賦のいずれかに○（年賦・半年賦の賦額は月賦の12倍または6倍）
 - ・賦額は下記の別表「奨学金の貸与月額と返還月額」に記載されている返還月額以上の金額
- 8 返還月 ❸
 - ・年賦・半年賦は1に○をして、返還月を記入。月賦は2に○（年賦の方は12月、半年賦の方は7、12月（原則）、月賦の方は毎月に○）
- 9 返還期間 ❹
 - ・3月卒業は、同年10月より、9月卒業（乗船実習科修了）は、翌年4月より返還開始
 - ・退学又は辞退した場合は、退学又は辞退した翌月より返還開始
- 10 送金方法 ❿
 - ・「1. 本人又は連帯保証人の直接送金」、「2. 就職先代行送金」のいずれかに○
 - ・「2. 就職先代行送金」を希望される方は「奨学金代行返還願」を提出
- 11 本人 ⓫
 - ・卒業後の連絡先を記入
- 12 連帯保証人 ⓬
 - ・原則父母のどちらか。それ以外の場合は、4親等以内の親族
 - ・連帯保証人になれない方**未成年者、学生、あなたの配偶者、債務整理中の方、70歳以上の方**
- 13 保証人 ⓭
 - ・あなた及び連帯保証人と別生計を営む方
 - ・保証人なれない方**未成年者、学生、あなたの配偶者、債務整理中の方、70歳以上の方、当財団の奨学金を現在返還中の方**

奨学金の貸与月額と返還月額（円）					
学校群	貸与月額	返還月額	学校群	貸与月額	返還月額
東京海洋大学 神戸大学	25,000	10,000	海上技術短期大学校	15,000	6,000
	50,000	18,000		30,000	11,000
	60,000	22,000		35,000	13,000
高等専門学校 商船学科 専攻科	13,000/20,000	7,000	海上技術学校	40,000	15,000
	26,000/40,000	13,000		45,000	17,000
	36,000/50,000	17,000		12,000	5,000
	25,000	10,000		25,000	10,000
	50,000	18,000		30,000	12,000
	60,000	22,000		35,000	14,000
				40,000	16,000
海技大学校	20,000	7,000			
	40,000	15,000			
	45,000	17,000			
	50,000	19,000			
	55,000	21,000			

奨学金借用証書記入例

印紙税額

1万円以上10万円以下	200円
10万円超 50万円以下	400円
50万円超 100万円以下	1,000円
100万円超 500万円以下	2,000円

間違って記入した場合は、二重線を引き、余白に書き直してください。
字は大きくはっきりと楷書で記入してください。

様式19(第21条、第23条関係)

(学校長検印)

(学校原簿対照者印)

奨学生記号番号	① 東京 第 31-9999 号	卒業年度	令和6年	フリガナ氏名	カイウ マナブ 海 運 学	
奨 学 金 借 用 証 書						
③ 印紙税法 による 収入印紙	②				1 2 0 0 0 0 0	
貴財団奨学生として上記金額を借用いたしました。については貴財団の奨学金に関する諸規定を守り、下記返還方法により滞りなく返還いたします。 万一奨学金の返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、返還未済金額の全部を一括返還することを請求され、強制執行の手続きをとられても異議ありません。						
④ 令和 年 月 日 記入日または提出日 公益財団法人 海技教育財団会長 殿						
⑤ 本人 連帯保証人 保証人 本人・連帯保証人・保証人の各人が署名し、それぞれ別個の印鑑で押印						
奨 学 金 返 還 方 法						
⑥ 要返還金額	1,200,000 円		年・半年・月賦額	18,000 円 (最終回 30,000 円)		
⑧ 返 還 月	1. 毎年 月 2. 毎月		返 還 期 間	令和 7 年 10 月から 令和 13 年 3 月 (計 66 回)		
⑩ 送 金 方 法	① 本人又は連帯保証人の直接送金 2. 就職会社代行送金 番地まで正しく記入					
⑪ 本人	本 籍	東京都千代田区〇〇町1丁目1番		生年月日	昭和 15 年 10 月 10 日	
本人	現住所	〒000-0000 東京都千代田区〇〇町1-1-1 ハイッ海201号室				
	連絡先					
	電 話	03-0000-0000	携帯電話	080-0000-0000	メールアドレス	△△△@XXX.ne.jp
連帯保証人	就 職 先	株式会社 ショーガク海運		就職先住所	東京都千代田区××町2-2 ×ビル 電話 03-000-0000	
	フリガナ氏名	カイウ コウヘイ 海 運 航 平		生年月日	昭和 45 年 1 月 1 日 本人との関係 父	
	本 籍	東京都千代田区〇〇町1丁目1番 番地まで正しく記入				
連帯保証人	現住所	〒000-0000 東京都千代田区〇〇町1-1-1 ハイッ海201号室				
	電 話	03-0000-0000	携帯電話	090-0000-0000	メールアドレス	XXX@△△.ne.jp
	勤務先名(職業)	(株)奨学運輸 (会社員)		就職先住所	東京都千代田区××町2-2 電話 03-000-0000	
保証人	フリガナ氏名	ウハラ ヨウコ 海 原 洋 子		生年月日	昭和 48 年 3 月 3 日 本人との関係 おば	
	本 籍	東京都千代田区〇〇町3丁目3番 番地まで正しく記入				
	現住所	〒000-0000 東京都千代田区△△町300番地 シーサイドマンション303号				
保証人	電 話	070-0000-0000		職業	会社員	

割印は本人、
連帯保証人
それぞれ押印

借用金額を記入

年賦・半年賦は1
に○をして、返還
月を記入
月賦は2に○

どちらかに○

卒業後の連絡先

連帯保証人は
原則父母。
それ以外の場合は、
4親等以内の親族で
70歳未満の方

保証人は
連帯保証人と別生
計を営むもので、
70歳未満の方

フリガナを記入

借用金額

連帯保証人
保証人は
実印を押印

年賦・半年賦・月
賦額のいずれかを
選び金額を記入

返還開始から
返還終了まで
の期間を記入

省略せず、建物名、
部屋番号まで正し
く記入

省略せず、建物名、
部屋番号まで正し
く記入

省略せず、建物名、
部屋番号まで正し
く記入

返還方法 2.就職会社代行送金を希望される場合は、「奨学金代行返還願」を提出してください。

連帯保証人・保証人の「印鑑証明書」を一緒に提出してください。

返還についての注意事項

1 期限を守って約束どおりに

- 奨学金借用証書に記載したとおりの返還額を継続して返還期限までに返しましょう。
- 滞納すると返還期日終了までに完済できなくなり、遅延損害金を課される素になります。

2 いつも住所ははっきりと

- 転居したらすぐに連絡をしましょう。連絡がなければ領収書等は届きません。
- 転居先を連絡しないと、それが原因で滞納することになったり、遅延損害金が課される素になります。

3 変更事項は必ず手続きを

- あなたの氏名等に変更が生じたら、すぐに手続きをしましょう。
- 連帯保証人、保証人の変更や住所等の変更もご連絡ください。

4 返還が困難になったら手続きを

- 病気、災害など正当な理由があって返還が困難なときは、返還猶予、返還免除などの手続きをしましょう。
- その他の理由による返還が困難な場合も、必ずご連絡ください。

返還について疑問、質問等がありましたら、お問い合わせください。

公益財団法人海技教育財団 奨学事業本部

電話 03-3265-6526 / e-mail shogaku@macf.jp



公益財団法人 海技教育財団

Maritime Academy Foundation

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル 8 階

電話 03-3265-6526 / e-mail shogaku@macf.jp

2025.02